



山形県公報

平成28年4月1日(金)

号 外 (7)

目 次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) … 9
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (同) …同
- 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則…………… (同) …10
- 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …同

訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (同) …同
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令…………… (同) …11
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) …12

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に、「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第9条第1項の表企画振興部の項中「、地域振興担当」を削り、「税政係」を「税政係、地域振興担当」に、「基幹ネットワーク調整担当」を「基幹ネット・セキュリティ担当」に改め、同表環境エネルギー部の項中「再エネ・省エネ導入支援担当」を「エネルギー戦略推進担当」に改め、同表子育て推進部の項中「庶務係」を「庶務係、企画担当」に、「青少年対策担当、若者支援担当」を「青少年育成・若者支援担当」に改め、同表商工労働観光部の項中「、産業企画担当」を削り、同表農林水産部の項中「技術普及担当」を「技術普及・経営担当」に、「園芸振興担当」を「事業調整担当」に、「中山間振興担当」を「土地改良担当、中山間振興担当、農地中間管理担当」に改め、「、土地改良指導担当」を削り、同表県土整備部の項中「行政担当、河川管理担当」を「行政・経理担当、河川管理担当」に改め、同条第2項の表中「消防救急・保安担当」を「防災行政無線担当、消防保安担当、救急担当」に改め、同条第3項の表中

観光交流課	観光企画・観光地域づくり担当、観光振興担当、国際観光推進担当	を
-------	--------------------------------	---

観光立県推進課	観光企画・観光地域づくり担当、観光振興担当、戦略的誘客担当	に改め、同条第4項の
インバウンド・国際交流推進課	インバウンド推進担当	

表中	健康長寿推進課	健康づくりプロジェクト推進室	健康づくり担当、がん対策担当	を
	健康長寿推進課	健康づくりプロジェクト推進室	健康づくり担当、がん対策担当	に、
	産業政策課	地域産業振興室		
	観光交流課	山形DCおもてなし推進室		を
	経済交流課	国際室	旅券係	
	インバウンド・国際交流推進課	国際交流室	旅券係	に改める。

第13条第1項第6号中ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

ル 審査請求、再調査の請求及び再審査請求に関する事務の総括に関すること

第16条第1項第5号リ中「総合療育訓練センター」を、「こども医療療育センター」に改め、同号ヌ中「、梓園」及び「、鶴峰園、ワークショップ明星園」を削り、「、東紅苑、吹浦荘、慈丘園及び総合コロニー希望が丘」を「及び東紅苑」に改め、同条第2項中「前項第3号ロ」を「同項第3号ロ」に、「前項第4号イからトまで」を「同項第4号イからトまで」に改める。

第17条第1項第1号中ヌをヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、同号イ中「総合企画及び調整」を「総合調整」に改め、同イの次に次のように加える。

ロ 産業政策の総合企画に関すること

ハ 地域産業の総合的振興方策の企画及び調整に関すること

第17条第1項第3号中ホを削り、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、同項第7号中ハからチまでを削り、同号を同項第8号とし、同項第6号中「観光交流課」を「観光立県推進課」に改め、同号イを次のように改める。

イ 観光立県の実現に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること（インバウンド・国際交流推進課で所掌するものを除く。）

第17条第1項第6号中トを削り、ヘをトとし、同号ホ中「旅行業及び通訳案内業」を「旅行業」に改め、同号中ホをへとし、同号ニ中「観光宣伝」を「観光産業の振興による地域活性化」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「観光開発の促進」を「魅力ある観光地域づくりの推進」に改め、同ハの次に次のように加える。

ニ 戦略的な誘客施策の展開に関すること

第17条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(7) インバウンド・国際交流推進課

イ 国際観光に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること

ロ 外国人の来訪促進に関すること

ハ 通訳案内業に関すること

ニ 国際化に関する施策の総合企画及び調整に関すること

ホ 国際交流の推進に関すること

ヘ 国際協力に関すること

ト 海外渡航及び海外移住に関すること

チ 外国との渉外に関すること

リ 国際交流センターの管理に関すること

第17条第2項を次のように改める。

2 産業政策課の分掌事務のうち前項第1号ロ及びハに掲げる事務は地域産業振興室で、工業戦略技術振興課の分掌事務のうち同項第3号へからチまでに掲げる事務は産業立地室で、雇用対策課の分掌事務のうち同項第5号リからルまでに掲げる事務は技能五輪・アビリンピック推進室で、インバウンド・国際交流推進課の分掌事務のうち同項第7号ニからリまでに掲げる事務は国際交流室で所掌する。

第18条第1項第1号チ中「採草放牧地及び未墾地」を「及び採草放牧地」に改め、同号リ中「経営構造対策事業」を「農業経営基盤の強化の促進」に改め、同号ヌ中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改め、同号ソ中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同項第3号中へをととし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 農産物検査に関すること

第18条第1項第8号中チをカとし、トをワとし、へをヲとし、ホをルとし、ニをリとし、同りの次に次のように加える。

ヌ 農地中間管理事業に関すること

第18条第1項第8号中ハをチとし、ロをトとし、イの次に次のように加える。

ロ 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会に関すること

ハ 国有農地、開拓財産及び土地改良財産の管理及び処分に関すること

ニ 土地改良事業の施行に伴う土地等の取得、補償及び登記に関すること

ホ 地籍調査事業に関すること

へ 土地改良施設の維持管理に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）

第18条第1項第9号中ロからニまでを削り、ホをロとし、へをハとし、トをニとし、チをホとし、リをへとし、ヌをトとし、ルをチとし、ヲをリとし、ワをヌとし、カをルとし、ヨをヲとし、タをワとし、レをカとし、ソをヨとし、ツをタとし、ネをレとし、ナをソとし、ラを削り、ムをツとし、同号ウ中「こと」を「こと（農村計画課で所掌するものを除く。）」に改め、同号中ウをネとする。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「総務調整担当」を「総務係、企画調整担当」に、

納税課	納税担当、管理担当		を
地域振興課	企画調整担当、地域振興担当		

納税課	納税担当、管理担当		に、「環境企画
-----	-----------	--	---------

担当」を「環境企画・自然環境担当」に、「環境保全・自然環境担当」を「環境保全担当」に、

産業経済企画課	を	地域産業経済課	に、「園芸振興担当」を「地域戦略推進担当、園芸振興担当」に改め、
---------	---	---------	----------------------------------

同表最上総合支庁の項中「予算調整担当」を「企画調整担当」に、

税務課	課税第一担当、課税第二担当、納税管理担当		を
地域振興課	企画調整担当、地域振興担当		

税務課	課税第一担当、課税第二担当、納税管理担当		に、「企画調整
-----	----------------------	--	---------

担当、医薬事担当」を「企画調整・地域医療担当」に、「高齢・障がい者福祉担当」を「地域包括ケア・障がい者

支援担当」に、産業経済企画課を地域産業経済課に改め、同表置賜総合支庁の項中「予算調整担当」を

「企画調整担当」に、

税務課	課税第一担当、課税第二担当、納税管理担当		を
地域振興課	企画調整担当、地域振興担当		

税務課	課税第一担当、課税第二担当、納税管理担当		に、
-----	----------------------	--	----

「産業経済企画課」を「地域産業経済課」に改め、同表庄内総合支庁の項中「職員係、調整担当」を「企画調整担

当、職員係」に、

税務課	課税第一担当、収納担当、課税第二担当、納税担当、管理担当		を
地域振興課	企画調整担当、地域振興担当		

税務課	課税第一担当、収納担当、課税第二担当、納税担当、管理担当		に、「感染症対
-----	------------------------------	--	---------

策担当、健康企画・調整担当、医薬事担当」を「企画調整担当、医薬事担当、感染症対策担当、健康増進担当」

に、「廃棄物対策担当」を「廃棄物・海岸漂着物担当」に、「産業経済企画課」を「地域産業経済課」に改め、

「商工労政担当」を削り、「事業推進担当」を「式典担当、海上歓迎・放流担当」に改め、同条第3項の表村山

総合支庁の項中

	防災安全室	生活安全担当、消防防災担当	を
--	-------	---------------	---

	連携支援室		に、
	防災安全室	生活安全担当、消防防災担当	

「西村山地域振興室」を「連携支援室」に、「産業経済企画課」を「地域産業経済課」に改め、同表最

「北村山地域振興室」を「連携支援室」に、

上総合支庁の項中

	防災安全室		を
--	-------	--	---

	連携支援室		に、「産業経済企画課」を
	防災安全室		

「地域産業経済課」に改め、同表置賜総合支庁の項中

		防災安全室		を	
		連携支援室		に、「西置賜地域振興室」を	
		防災安全室			
連携支援室	に、	産業経済企画課	を	地域産業経済課	に改め、同表庄内総合支庁の項中
		防災安全室		を	
		連携支援室		に、「産業経済企画課」を	
		防災安全室			
地域産業経済課	に改める。				

第32条第3号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとする。

第33条第1号ロ中「最上総合支庁及び置賜総合支庁総務企画部総務課」を「総務課」に改め、同号へ中「村山総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁」を「総務課」に改め、同号中キをミとし、ウをメとし、ムを削り、ラをユとし、ナをキとし、ネをサとし、ツをアとし、同号ソ中「村山総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁」を「総務課」に改め、同号中ソをテとし、レをエとし、タをコとし、ヨをフとし、カをケとし、同号ワ中「北村山総務課に限る」を「西置賜総務課を除く」に改め、同号中ワをマとし、ヲをヤとし、ルをクとし、ヌをオとし、リをノとし、チをキとし、トの次に次のように加える。

- チ 地域の諸課題への対応及び総合的な支援に関すること（西置賜総務課を除く。）
- リ 地域の諸課題への対応及び連絡調整に関すること（西置賜総務課に限る。）
- ヌ 市町村その他地方公共団体の行財政一般の助言に関すること（西置賜総務課を除く。）
- ル 市町村における地域の振興に関する計画の策定及び実施に係る支援及び連絡調整に関すること（西置賜総務課を除く。）
- ヲ 土地利用に関する連絡調整に関すること（西置賜総務課を除く。）
- ワ 広域行政圏計画に関すること（西置賜総務課を除く。）
- カ 地域の振興に関する計画に関すること（西置賜総務課を除く。）
- ヨ 総合支庁における施策の総合調整に関すること（総務課に限る。）
- タ 辺地及び過疎地域の振興対策その他の地域振興対策の推進に関すること（西置賜総務課を除く。）
- レ 離島振興対策の推進に関すること（庄内総合支庁に限る。）
- ソ 地方拠点都市地域の整備に関すること（置賜総合支庁総務企画部総務課及び庄内総合支庁に限る。）
- ツ 地方バス路線維持対策に関すること（西置賜総務課を除く。）
- ネ フラワー長井線の活性化対策に関すること（置賜総合支庁総務企画部総務課に限る。）
- ナ 国際交流の推進に関すること（総務課に限る。）
- ラ 生涯学習の推進に関すること（総務課に限る。）
- ム 文化振興に関する施策の推進に関すること（総務課に限る。）
- ウ 置賜文化ホールの管理に関すること（置賜総合支庁総務企画部総務課に限る。）

第33条第4号を削る。

第35条第1号中「産業経済企画課」を「地域産業経済課」に改め、同号中ホを削り、へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルを削り、ヲをヌとし、ワをルとし、カをヲとし、ヨをワとし、タをカと

し、レをヨとし、ソをタとし、ツをレとし、ネをソとし、ナをツとし、ラをネとし、ムをナとし、ウをラとし、キを削り、ノをムとし、同条第4号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同ハの次に次のように加える。

ニ 農地中間管理事業に関すること

第36条第2号リ中「及び処分」を削り、同条第5号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 鳥海南工業団地内の緑地及び水管橋施設の管理に関すること（庄内総合支庁に限る。）

第46条各号を次のように改める。

- (1) 環境の保全のための環境モニタリングに関すること
- (2) 環境に関する試験研究に関すること
- (3) 環境行政に携わる人材の育成に関すること
- (4) 環境分析技術に関する企業の育成及び技術指導に関すること
- (5) 環境教育の推進に関すること

第59条の4中「第4条」を「第3条」に改める。

「第10款 総合療育訓練センター」を「第10款 こども医療療育センター」に改める。

第84条中「山形県立総合療育訓練センター条例」を「山形県立こども医療療育センター条例」に、「総合療育訓練センターの」を「こども医療療育センターの」に改め、同条の表中

「山形県立総合療育訓練センター」を

「山形県立こども医療療育センター」に改める。

第85条中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改める。

第86条中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改め、同条の表中「経営係」を「経営担当」に改める。

第87条第1項中「山形県立総合療育訓練センター条例」を「山形県立こども医療療育センター条例」に、「総合療育訓練センターに」を「こども医療療育センターに」に改め、同項の表中

「山形県立総合療育訓練センター庄内支所」を「山形県立こども医療療育センター庄内支所」に改め、同条第2項中「総合療育訓練センター庄内支所」を「こども医療療育センター庄内支所」に改め、同条第3項中「総合療育訓練センター庄内支所」を「こども医療療育センター庄内支所」に改める。

第134条の表中「産業技術専攻科」を「産業技術専攻科、学科新設担当」に改める。

「第1款 農業大学校」を「第1款 農林大学校」に改める。

第144条中「山形県立農業大学校条例」を「山形県立農林大学校条例」に、「農業大学校の」を「農林大学校の」に改め、同条の表中

「山形県立農業大学校」を

「山形県立農林大学校」に改める。

第145条中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同条第1号中「優れた農業後継者及び農村地域」を「農林業を担う優れた人材及び農山村地域」に改め、同条第2号中「農業者等」を「農林業者等」に改める。

第146条第1項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同条第2項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同項の表中「農産加工経営学科」を「農産加工経営学科、林業経営学科」に改める。

第184条第6号中「酒田工業団地」を「酒田臨海工業団地」に改め、同条第7号中「酒田工業団地」を「酒田臨海工業団地」に改め、「及び処分」を削る。

第199条の表山形県個人情報保護運営審議会の項中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改め、同表山形県情報公開・個人情報保護審査会の項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同表中

山形県いじめ重大事態再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により知事が行うことができることとされている同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関すること	学事文書課
------------------	---	-------

を

山形県いじめ重大事態再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により知事が行うことができることとされている同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関すること	学事文書課
山形県行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求に関する事項の調査審議に関すること	

に改める。

第200条第1項の表中

医療統括監	健康福祉部	上司の命を受けて医療の課題に関する事務を掌理する。
-------	-------	---------------------------

を

医療統括監	健康福祉部	上司の命を受けて医療の課題に関する事務を掌理する。
観光推進監	商工労働観光部	上司の命を受けて観光に関する事務を掌理する。

に、

港湾振興監	県土整備部	部長を補佐し、港湾振興の課題に関する事務を整理する。
危機管理員	部及び局	上司の命を受けて危機管理に関する事務を整理する。

を

危機管理員	部及び局	上司の命を受けて危機管理に関する事務を整理する。
-------	------	--------------------------

に改める。

第201条第1項の表中

総合支庁長	総合支庁	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-------	------	-----------------------------------

を

総合支庁長	総合支庁	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
西村山地域振興局長	村山総合支庁	上司の命を受けて村山総合支庁の総務企画部納税課西村山税務室、総務企画部西村山総務課、保健福祉環境部生活福祉課、産業経済部西村山農業技術普及課、産業経済部西村山農村整備課、建設部西村山建設総務課、建設部西村山道路計画課及び建設部西村山河川砂防課の事務を掌理し、これらの課室の職員を指揮監督する。
北村山地域振興局長	村山総合支庁	上司の命を受けて村山総合支庁の総務企画部納税課北村山税務室、総務企画部北村山総務課、産業経済部北村山農業技術普及課、産業経済部北村山農村整備課、建設部北村山建設総務課、建設部北村山道路計画課及び建設部北村山河川砂防課の事務を掌理し、これらの課室の職員を指揮監督する。
西置賜地域振興局長	置賜総合支庁	上司の命を受けて置賜総合支庁の総務企画部税務課西置賜税務室、総務企画部西置賜総務課、産業経済部西置賜農業技術普及課、産業経済部西置賜農村整備課、建設部西置賜建設総務課、建設部西置賜道路計画課及び建設部西置賜河川砂防課の事務を掌理し、これらの課室の職員を指揮監督する。

に改め、同表校長の項

中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同表支所長の項中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改め、同表次長の項中「総合療育訓練センター庄内支所」を「こども医療療育センター庄内支所」に改め、同表副校長の項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同表部長の項中「事務」を「事務（村山総合支庁にあつては、西村山地域振興局長及び北村山地域振興局長が掌理するものを除く。）」に改め、同表中

科長	総合療育訓練センター	上司の命を受けて科の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
医療監	総合支庁保健福祉環境部	上司の命を受けて保健行政に関する事務を掌理する。
地域振興監	村山総合支庁及び置賜総合支庁の総務企画部	上司の命を受けて分庁舎の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

を

科長	こども医療療育センター	上司の命を受けて科の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
医療監	総合支庁保健福祉環境部	上司の命を受けて保健行政に関する事務を掌理する。

に改め、同表事務局長

の項中「農業大学校」を「農林大学校」に、

総合療育訓練センター

を

こども医療療育センター

に改め、同条

第2項の表査察指導員の項中「社会福祉主事」を「主任社会福祉主事及び社会福祉主事」に改め、同表中

社会福祉主事	上司の命を受けて社会福祉業務に従事する。	を
--------	----------------------	---

主任社会福祉主事	上司の命を受けて高度の社会福祉業務に従事する。
社会福祉主事	上司の命を受けて社会福祉業務に従事する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(職員の駐在制度に関する規則の一部改正)
- 職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。
第2条第7号中「商工労働観光部観光経済交流局経済交流課」を「商工労働観光部観光経済交流局インバウンド・国際交流推進課」に改める。
(山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正)
- 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号から第5号までを次のように改める。
(2) 山形県村山総合支庁産業経済部地域産業経済課
(3) 山形県最上総合支庁産業経済部地域産業経済課
(4) 山形県置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課
(5) 山形県庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課
(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。
第6条第2号及び第7条第3項第2号中「総合支庁総務企画部地域振興課（村山総合支庁及び庄内総合支庁にあっては、総務企画部総務課）」を「総合支庁総務企画部総務課」に改める。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第41号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第5条の2（見出しを含む。）中「総合療育訓練センター所長」を「こども医療療育センター所長」に改め、同条第4号中「山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例」を「山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例」に改める。

第18条第1号中「山形県立高等学校の授業料等徴収条例」を「山形県立学校の授業料等徴収条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第42号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉村 美栄子

山形県規則第43号

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「医事経営課長」を「医事経営相談課長」に改め、同号を同条第4号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県知事 吉村 美栄子

山形県規則第44号

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年3月県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「教育長」を「教育次長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県知事 吉村 美栄子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

（山形県考査規程の一部改正）

第1条 山形県考査規程（昭和26年11月県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第11条第3項中「会計局長」を「観光推進監、会計局長」に改める。

（山形県職員服務規程の一部改正）

第2条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「商工労働観光部観光経済交流局経済交流課」を「商工労働観光部観光経済交流局インバウンド・国際交流推進課」に、「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改める。

（山形県職員被服貸与規程の一部改正）

第3条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に、「農業大学校」を「(1) 農業実習及び農業機械伝習に従事する技術職員」を

農林大学 校	(1) 農林業実習及 び農林業機械伝 習に従事する技 術職員
-----------	---

に改め、同表総合支庁の項中

随時計量関 係業務に従 事する職員	作業服	1	2	
岩石採取の 指導監督に 従事する職 員	作業服	1	3	
	安全ぐつ	1	3	

を

岩石採取の 指導監督に 従事する職 員	作業服	1	3	
	安全ぐつ	1	3	

に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第4条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「商工労働観光部観光経済交流局経済交流課」を「商工労働観光部観光経済交流局インバウンド・国際交流推進課」に、「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「職員の任用に関する規則（昭和32年9月県人事委員会規則4-1。以下「任用規則」という。）第4条」を「地方公務員法第15条の2第1項」に改める。

第9条第1項第1号中「任用規則」を「職員の任用に関する規則（昭和32年9月県人事委員会規則4-1。以下「任用規則」という。）」に改める。

第11条第1項中「第9条に掲げる」を「別表第1の職級1から職級6までの職及び任用規則別表第3の職級1から職級3までの」に改める。

別表第2中「商工労働観光部長」を「商工労働観光部長、観光推進監」に改める。

別表第3第1項の表中	「総合療育 訓練セン ター」	を	「こども医 療療育セ ンター」	に改める。
------------	----------------------	---	-----------------------	-------

別表第4第1項中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改め、同表第2項中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「並びに本庁及び」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（本庁の職に充てる職員）

第2条の2 本庁に置かれた別表第1の2の左欄に掲げる職には、同表の右欄に掲げる職にある者をもつて充てる。

別表第1 山形県総合政策審議会の項充てる職の欄中「各総合支庁総務企画部地域振興課長」を「各総合支庁総務企画部総務課長」に改め、同表山形県農業共済保険審査会の項充てる職の欄中「、団体指導専門員」を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の2

職	充てる職
危機管理員	各部の次長（次長を本務とする者に限る。） 商工労働観光部観光経済交流局長 会計局次長 各総合支庁総務企画部長 東京事務所長
危機管理調整員	本庁の副主幹（農林水産部の農業技術環境課、農村計画課及び林業振興課並びに県土整備部の道路整備課及び河川課に置くものを除く。） 各総合支庁総務企画部総務課の副主幹 東京事務所副所長（総務を担当するものに限る。）

別表第2 村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

主任主査	農業総合研究センター園芸試験場主任主査
副主任	農業総合研究センター園芸試験場副主任

を

副主任	農業総合研究センター園芸試験場副主任
-----	--------------------

に改め、同表最上総合支庁産業経

済部農業技術普及課産地研究室の項中

農業大学校事務局長
農業大学校総務専門員
農業大学校総務主査
農業大学校主査
農業大学校主事

を

農林大学校事務局長
農林大学校総務専門員
農林大学校総務主査
農林大学校主査
農林大学校主事

に改め、同表高度技術研究開発センターの項中

主事	工業技術センター主事
----	------------

を

副主任	工業技術センター副主任
-----	-------------

に改め、同表農業総合研究センタ

一畜産試験場の項中

農業大学校事務局長
農業大学校総務専門員
農業大学校総務主査
農業大学校主査
農業大学校主事

を

農林大学校事務局長
農林大学校総務専門員
農林大学校総務主査
農林大学校主査
農林大学校主事

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成28年4月1日印刷 発行所 山形県庁
平成28年4月1日発行 発行人 山形県